

《令和4年度第2回帯広市情報審査会 議事概要》

- 1 日時 令和4年8月31日（水） 14：50～17：20
- 2 場所 市庁舎3階 議会棟 全員協議会室
- 3 出席者 ■情報審査会
・千々和会長 ・野原委員 ・阿部委員 ・村瀬委員 ・三井委員
■情報審査会事務局
総務部総務室総務課
・高橋室長 ・松原課長 ・浅野副主幹 ・玉川主任補 ・清野主任補

《議事概要》

1 開会

2 議事

諮問第1号 個人情報の保護に関する法律の改正に伴う個人情報保護制度及び情報公開制度における対応について

【会長】 まず事務局から、本日の進め方について説明をお願いします。

【事務局】 （議事日程、資料5、6に基づき説明）

【会長】 ただいまの説明について、各委員から質問等はないか。

【委員】 なし。

【会長】 それでは「新条例の制定に係る主な論点」等について、説明をお願いします。

【事務局】 （資料5、6（審議事項①「行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約における手数料」）に基づき説明）

【会長】 行政機関等匿名加工情報制度について、その他の市町村は今のところ任意であり、導入は義務ではない。これはどうして任意なのか、中々大変だろうということか。

【事務局】 発想としては、ビッグデータというものがあると思う。例えば帯広市だけの情報を持っていてもあまり意味がない。ある程度まとまった単位で、ビッグデータということであるから色々なところのデータがあれば活用しやすいということが背景としてあるかと思う。実際にデータを出すとなった際に、例えばどのようなデータが必要か、まず走り出してみないと中々傾向もわからない。推定ではあるが、もし出すとなった時にはシステム改修して、そのようなデータを出していかなければなら

ない。では全てのシステム改修をするのか、ニーズがどこにあるのかということも含めて、まずは大きな自治体からやってみようというのが国の意向と捉えている。そのため、政令市以外の市町村については、義務付けはなく制度を始めることができるというような形としていると思われる。

【会長】 国はいずれ全ての市町村についても義務化する発想か。

【事務局】 色々なデータがあり、自治体でも色々なものが共通化・標準化が進んでいるため、そこと併せて標準化ができた段階で進むのではないかと考えている。

【事務局】 加えて言えば、都道府県・政令指定都市レベルにあっては当然人口も多い。小さい自治体になればなるほど、匿名加工情報と言いつつも、その情報で個人が特定され易くなってしまいう可能性がある。例えば、100歳以上の方が何人いるという話になった際に、1人しかいなければ、この方だとわかってしまうこともあり、大きなところではそういう危険性が少ないということもあると考えている。

【委員】 北海道は導入するということか。つまり、道民のビッグデータは利用されるということか。

【事務局】 道が保有していればそうなる。

【委員】 そうすると十勝管内となるとどうなるか。

【事務局】 それも北海道が保有していれば、できると思われる。

【会長】 保有しているでしょう。振興局もある。

【委員】 わかりました。

【会長】 論点として他自治体の検討状況も含めて、皆様方いかがか。帯広市としては、今のところ導入しなくてもいいのではという気もするが、将来的には必要になるものであるが。

【委員】 導入するとなった際には、正直なところ行政側としても大変か。他の自治体に先行して、やるとなったら大変か。

【事務局】 恐らくあまりニーズはなく、他の方からデータをくださいという話もあまりないと思うが、ただ制度を作った以上、出せる構えは作っておかなければならないと思っており、そこがニーズと我々の準備とのバランスで考えると、今はまだ合わないかなというのが正直なところ。

【委員】 研究というところで考えると需要があると考えていた。こういうデータが、匿名化された状態でデータがあって、データ収集からやらなければならない状態の研究が、もしもデータを利用できるのであれば、すごく需要があると思う。

【会長】 ある企業からすると非常に魅力的なデータを持っているというところはあると思う。住民の健康面で行政が先進的なことをやっている。それは県レベルではなく、町村レベルという部分が昔からある。ただどんなニーズがあるかというところは今のところ手探りの状態というがどうか。今回は見送りということによいか。

【委員】 よい。

【会長】 ではそのとおりとする。とりあえず論点ごとに進めて、また後でフィードバックして、再度検討事項があればまた検討する。
それでは審議事項②について、事務局から説明をお願いします。

【事務局】 (審議事項②「条例要配慮個人情報の内容」について説明)

【会長】 条例に要配慮個人情報を設けるか、設けないか。現行で例えば、地域ごとにもう十分配慮しているという取り扱いをしているのであれば、あまり必要性は感じないかと思うが、いかがか。

札幌市の例を見ると、大きく現行の取り扱いを変えなければならないようなことではないが、国からすると地域ごとにいろんな特性があると、そういう含みを持たせたものであると思う。色々な自治体によって状況は変わると思うが、当市においては取り扱いを変える必要性がないと。必要であれば規定することはできるが、現段階ではそこまでもないと。頷かれているが、よろしいか。では、現時点では規定は設けないこととする。

それでは審議事項③について、事務局から説明をお願いします。

【事務局】 (審議事項③「個人情報取扱事務登録簿の作成・公表」について説明)

【会長】 いかがか。個人情報ファイル簿を新たに作成することになる。何か疑問に思ったことはあるか。

【委員】 単純な質問になる、今まであった個人情報取扱事務登録簿というものがあると思うが、これをなくして個人情報ファイル簿にするけれども、人数の制限があり、例えば 1,000 人未満は必要ないとある。登録簿をなくしてしまうということは、それは新しいファイル簿に 1,000 人未満も含めて全部やるということか。今まであったものを一つにしてしまうということは、特に支障はないのか。

【事務局】 法では1,000人以上のものを作成するようになっているが、帯広市の方向性として考えているものとしては、1,000人未満のものも全てファイル簿を作成するという考えである。

【事務局】 おそらく、国は一気にファイル簿に置き換えることは事務が大変だろうということ自治体に配慮したのかと思っている。ただ登録簿もファイル簿も作ることは、大変さは一緒であり、それであれば、新しい制度の形で見えるようにした方が良いのではないかとということで、札幌市と同じような検討をしている。

【委員】 これまでの登録簿からファイル簿に変える国の目的というのは。

【事務局】 ファイル簿にする主な目的としては、先ほど説明した行政機関等匿名加工情報の制度の利活用というものの一つにこのファイル簿が利用されているということもあり、今回の目的の一つではないかと考えている。

【事務局】 今回の法律改正自体が、従来の個人情報保護に加え、データ流通、デジタル化というものが出されてきたということであり、どこが中心かと聞かれたときに今後はデータ流通だろうというような整理で、こういう登録簿のようなものもデータ中心でファイル簿のような形にした方が整合性がとれてくるのではないかとというのが国の考えかと思っている。

【会長】 例えば帯広市では個人情報取扱事務登録簿というやり方であるが、自治体によってバラバラなのか。

【事務局】 自治体によって条例で定められており、取り扱いは様々であるが、今までの条例で定めていた自治体の多くは、帯広市と同じように事務ごとに定めているのが多いのではないかと考えている。

【委員】 イメージがつかないが、何かしらの目的で集まった名簿の資料の頭紙みたいなイメージか。表紙というか。

【事務局】 データベースに何が記載されているのかをファイル簿に記載し、それを集約した簿冊として持っていて、市民の方がどういったものが帯広市でデータとして保有し、そこにどんな情報が書かれているのかというのを確認できる。

【委員】 新しいものに変えたときにできなくなることはあるか。

【事務局】 あまりないと思う。

【委員】 国の法律だと1,000人未満は作成不要と書いているが、そもそも自治体の人数が

1,000人を切っているところであれば、やらなくていいということか。

【事務局】 そのとおりである。義務ではないので、1,000人未満の自治体でもやるかやらないか任意という形となる。

【委員】 帯広市の考えは、人数や期間に関わらず、今まであったものをすべて個人情報ファイル簿に作り直すという考えか。

【事務局】 そのとおりである。

【会長】 今回の登録簿自体もひとつのデータベース化されているのか。

【事務局】 データでも、紙でも保存している。データはホームページなどで公開しているわけではなく、紙の簿冊を総務課行政係の情報室で市民の方が見ることができるようになっていたり、各課の窓口にも備え置くという形としている。

【委員】 最初の論点に繋がってくると思うが、今後匿名加工情報の利活用が進んでいくことを考えて、いずれは小さな市町村も含めて匿名加工情報制度を導入しなければいけないという流れになることを見据えたら、すべて個人情報ファイル簿にした方がいいのかなという算段もあるのか。

【事務局】 ゆくゆくはそのようなこともあるのではないかと考えている。

【会長】 方向性としてはどうか。

【委員】 置き換えることはいいと思う。

【会長】 皆様もよろしいか。個人情報の取扱い人数にかかわらず、ファイル簿を作成するという方向でよろしいか。

【委員】 はい。

【会長】 では、次の審議事項④について、事務局から説明をお願いします。

【事務局】 (審議事項④「個人情報保護制度の運用状況の公表」について説明)

【会長】 国の方で集約するのだからもうよいのではないかということではなく、帯広市は帯広市で今まで通り出しましょうと考えているということ。やめた方がよいということもないし、むしろ望ましいというか、市民からのアクセスを考えるとそっちの方がよいのかと私も思うが。ということで、公表する形でよいか。

【委員】 はい。

【会長】 それでは審議事項⑤について事務局から説明をお願いします。

【事務局】 (審議事項⑤「開示請求における手数料」について説明)

【会長】 開示の料金も違うのだろうが、現在は実費分を負担してもらう形となっているが、それとは別に手数料という形で取るのかどうかということ。私は個人的には取ってもいいのかなとは思っている。行政サービスを受けるにあたっては、そういったものも必要だとは思っている。取ってもいいのかなとは思っているが、道は実費を手数料として取るという扱い。例えば、住民票をとったときに何百円かかかるが、あれは何か。

【事務局】 手数料である。

【会長】 そうだと思う。自分の情報であろうとも。

【委員】 手数料を取らなくても、例えば実費分だけとって帯広市は困らないのか。

【事務局】 今までと同様の取扱いであるため、困らない。

【委員】 開示請求を活用したい人にとっては、手数料を払わなくてよいのであれば、それに越したことはないということか。

【事務局】 そう考えている。これまで手数料を取らないとしていたのは、この制度を広く利用していただくためである。

【委員】 では、国が言っている手数料を取るということは、何か目的があるのか。例えば、そういった手数料があれば行政側としては助かるなど。

【事務局】 実際に、情報開示にかかるコストと言うと、我々の人件費がかなり多く、膨大な資料を全部倉庫から引っ張り出してきて探し出す人件費をいくらかというのは現状の実費分とは合わない。それであれば、利用しやすい制度というところを重視してはどうかというところ。もちろんいくらいただければ財政上は助かる部分もある。

【委員】 たまに膨大な請求があり、市民活動の一環として請求する方もいるが、それは権利であるのはもちろんだが、それが行政として財政負担になっている、若しくはなるおそれがあるということがあれば、適切な範囲で手数料を設けてもいいのかとは思っている。今後もおそらく、このご時世、とにかくたくさん請求するという時代になるかもしれない。

【事務局】 公文書開示請求は、量が大量であったり、市民の関心に左右され、多く請求されることもあるが、今回は個人情報保護制度の請求ということで、本人が自分の個人情報に請求するというものは、公文書開示請求のように誰でも請求できるものと、若干性質が異なる。

【委員】 公文書開示請求の方も手数料を取っていないのか。

【事務局】 公文書についても手数料を取っていない。実費を徴収するということは一緒である。

【委員】 では、今回の改正で手数料を徴収するということになると、公文書開示請求についても徴収するということになるか。

【事務局】 それぞれ別の制度であるため、別の検討とはなるが、やはり整合性を取らなければいけないと思う。そこは検討しなければならない。

【委員】 どちらかを変えれば、一方に影響があると。

【事務局】 どちらにせよ検討する必要がある。別々でも形としてはありえるが、やはり同じような制度であれば、検討しなければならない。

【委員】 法第 89 条第 2 項の「実費の範囲内において」とはどういうことか。

【事務局】 今帯広市が請求しているのは、交付の際にかかる紙代や CD-R といった光ディスクの費用である。ここに人件費の部分も勘案して、手数料として実際にかかる費用を条例で定めることができる。

大きな手数料という考え方からすると、提供するサービスの人件費や紙といったところも含めて計算をしたという形かと思う。北海道で示されているものとしては、人件費のような費用は、今までどおり徴収せずに、紙や CD-R のみの費用を手数料としていただきましょうという考えかと。

【委員】 表向きには国の意向に沿っているが、実際には変わらないと。

【事務局】 今までどおりの金額の定め方変わらないのかと思う。

【会長】 実費については、結局実際に結果的にかかった費用と、手数料は実費の範囲でそれぞれ定めていいよと、その辺がすごく曖昧である。おそらく実費というのは、そんなに高くないという前提で、規定することができる。だから手数料は、先ほど住民票の例を出したが、これぐらいのレベルなのではないかというのが読み取

れる。何千円とかではなくて、1枚あたり何百円とか、そんな感じがする感覚の話。実費は実費として、それ以外の手数料を取れる方法があると、ただ個人情報保護制度で導入してしまうと、情報公開制度についても影響してしまう。

【委員】 金額にもよるのではないか。あまりにも高い金額の設定だと、印鑑証明とかとそれぐらいの値段であれば、必要分として受け取れるのでは。300円とかそれぐらいの金額であればそれほど大きくはないのでは。それこそ手数料を取らないという方が、少し違うのではないかと感じる。どうしてこれだけは手数料を取らないで、こっちは取るのとなったときに、取る理由をきちんとはっきりしているのかを考える必要がある。やはりある程度、金額的には近くても100円とか200円とか多少は違っても、そんなに大きくない金額設定であれば、やはり手数料というのは必要なのではないか。逆にどうして今まではかからなかったのか。

【事務局】 手数料というものの自体は、やはり行政のコストを幾何か負担していただくという発想で、住民票の例だとわかりやすいかと思うが、住民票であれば当然整理されており、データがある状態で一元的に管理されており、そこは制度として安定しているものもあるので、おおよそのコストをお支払いいただいている形になっているかと思う。情報公開制度については、そういう事前にすべてが整理されているわけではなく、まずは探すところから始まるというところから考えると、先ほどの話にも出たとおり、人件費について今の段階では整理するのは難しい。手数料自体も本当にコストに見合うかということをもまず、物にもよるが、1個1個色々と比較していかなければならない。ただ、色々とデータ化していく、先ほどのファイル簿の話にもあるが、それがほかの文書も含めてデータベースなどと整備されていけば、それが前提となるのでコストと手数料に見合うようになってくるのでは。今の段階では全然合わない。手数料とはいえ、コストが全部反映されていないものとなる。一部負担していただいても、これぐらいが限度かなという範囲でいただいている。どちらにせよ、実費といっても昔のように1枚10円が大量にある場合には、もうCD-Rで請求されるため、実際には最大70円というような状況であり、コスト的にはそんなに違いはないが、ただ私どもとしては、制度を利用していただくのであれば、気持ちよく利用していただくというか、どちらが正しいということはないが、そのような形で運用している。

【委員】 市民の方が納得する手数料を徴収したとしても、現状だと対価に見合うほどの収入にはならないということ、であれば市民の方に満足のいくよう利用してもらったほうが良いという感じか。仮に100円をとって大反対されるのであれば、100円もらったとしても焼石に水であれば、反対され損みたいなことになるかと。

【会長】 そもそも該当するのは市民の方で、手数料がかからないということは知らないと思う。個別に請求して、手数料がかからないと気付くというのが実態だと思う。

【委員】 戸籍住民課などで手数料などのお金を払うが、それに対して全く違和感なく、当然の事のように私たちは行ってお願いをして、お金を払う。だから何も違和感はないのでは。

【会長】 何百円もかかると正直高いと感じる。全然役所とは違うが、法務局へ行くと、登記情報とか証明書発行する際にも高いと感じることもある。金額にもよると思うが、取ってはいけないというコンセンサスも私はないと思うので、まあ私は徴収してもいいのかと思う。対象となる文書がなければ開示しないわけであるから、その時は取れないであろう。なので、徴収しても私はいいのではと思う。そんなにこだわるところではないかと思うが、どうか。

【委員】 私は徴収してもよいと思う。ただ、価格はよく考えて設定する必要があると思う。

【会長】 過度な負担にならないような金額で徴収するというような感じか。

【委員】 今回の検討の方向性の案として資料には、手数料は徴収しない方向性で出ている。しかし今の話から行けば、あってもよいのではないかという話であるが、取らない方向でいこうと出した考えは何かあるのか。行政サービスの低下に繋がるからか。

【事務局】 やはり負担するコストを抑えたいというのがある。比較された際に、帯広市は何百円で、よそはいくらで、なんでここだけ高いのかというようなことが生じてしまうのは少しどうかと。今回検討をし、手数料を取るようになったとしても、抑えめにしておいた方がよいのではという発想である。

【委員】 そうなると、北海道も手数料という名だけれども、これまでと価格は同じであるし、札幌市も現行通りとなると、そこで帯広市だけが急に 100 円とかでも取るとすれば、帯広市は情報公開などに消極的だという批判が出かねないということを行政としては懸念されているということか。

【事務局】 少し私の話も混乱しているかもしれないが、値段の多寡の話と、手数料か実費かというのは、また少し議論が混ざってしまっているような気がする。

【事務局】 元々住民票とかというのは、民間を含めたどこかでこういうものが必要であるということで、行政がサービスとして証明書という形で発行するものかと。個人情報に関しては、自分の個人情報がどう使われているとか、そういう自分の権利を行使する、情報公開にもそういう部分もあるけれども、そういう目的が若干違うかなと我々としては思っている。先ほど北海道の手数料の話だが、これは私の推測に過ぎないが、役所の歳入の取扱いの違いだけではないかという気がしている。手数料という形にするのか、今我々でいくと手数料ではないので諸収入という形で費目としては入ってくるが、費目の扱い上の整理だけの違いなのかという風に思う。手数

料といっても結局は、実費をどこまでとるのかということになるので、恐らくこの実費分を手数料であるということと言っても法律上可能であるので、その扱いの整理をただけなのかなど。特に北海道とかは匿名加工情報については、完全に民間サービスになるので、そこに対してはやはりお金を取るというところもあるのかと思う。そこは手数料という形に必ずなると思うので、そこと合わせたりするような考え方なのかなど、あくまで推測であるが。

【会長】 色々な要素を比べると、なるほどなと思うが、どうするか。例えば、答申なので徴収する可能性も残すというような表現をする、もう徴収しないと切り切ってもいいと思う。

【委員】 手数料をとらないという方針を打ち出しているけれども、今後状況を見て手数料を徴収することも考えるみたいな感じではいかがか。

【会長】 そういうのもありだと思う。

【事務局】 例えば、他の自治体の状況も見ながらなども。

【会長】 あんまり他の自治体というのが好きではない。

【委員】 私もそうである。

【委員】 これまでの論点も他の自治体を見てからということになると、結局コロナの全数把握みたいな話になり、誰もやりださないのではないか。

【会長】 他のところがどういう風にやっているかということは参考にはなるけれども、別に他は他で、私はいいと思うけども。これは後ほど伺うこととする。

(15:50 から 15:56 まで休憩)

【会長】 それでは先ほどの手数料は最後に伺うこととする。審議事項⑥について事務局から説明をお願いします。

【事務局】 (審議事項⑥-1「開示請求における不開示情報の範囲の整合性の確保(公務員等の氏名)」について説明)

【会長】 わかりやすい論点かと思う。要は、氏名ではなくて当該個人のどういう職にあったかということが大事でしょということで、氏名までは、開示する規定がないということだと思う。例えば、現行の条例では開示しているということだけれども、公務員の方、実際に携わっている方が開示されるという緊張感があるかと思う。そう

いう意味では、行政の透明性であるとか、ちゃんと適切に業務執行しているのかという確認に私はなりうると思うが、どうか。旧統一教会の問題もあり、当時の役所の決裁だとか、当時はどういう人が、部長か、あんまり責任の所在を曖昧にしていると、実際にその方がどういうことをやったのかというのが中々想像しづらいというものもあり、私は現行のままでよいと思う。やっぱりそれぞれ緊張感をもって仕事をやらないと。

【委員】 改正法のとおりになるとすると、氏名までは開示しなくてもよくて、当時の担当者がいなくなってしまうと、誰の責任の所在になるかということは、市民の目からは全く見えなくなるということか。それは少しいかがなものかなと。

【委員】 でもその当時の担当であった職員個人の責任ではないと思う。

【委員】 もちろんそうではあるとは思う。

【会長】 公務員であるからといって、個人責任がないとは言えずに、法的な責任を個人が負うかといった論点はある。例えば、会社で従業員が何かしでかしましたと、従業員に対しては不法行為責任が、会社には使用者責任が発生する。ただ公務員の場合は特殊なので、そういう場合に個人の個人追求責任があるかということはある。あくまでも実際にはどの方が何を担当してというのは、開示しないというのであればそれは黒塗りになるわけで、市民はわからない。ただ行政はわかっている。そのギャップをどう埋めるか。

【委員】 これまではどんな場合も担当の公務員の氏名を公表していたのか。

【事務局】 していた。

【委員】 では窓口対応した人とかも全部公表していたと。

【事務局】 文書に残っていれば開示していた。

【委員】 もし市民へ公表されたときの不利益を考えると、個人責任を追及される可能性も出てくる。

【会長】 可能性はなくはないと思う。言ってしまうと裁判所が認めるかどうかは別にして。現実には色々これを考慮されて開示という扱い、公開させていいのかという捉え方が一元的かと思うが、法律の方には明示規定がないだけであって、開示してはいけないわけではない。だから条例でどうするかというところだが。

【委員】 例えば、なんとか長みたいな人で、もう知ることができている場合には全部を開

示しているというそういう理解か。

【事務局】 ホームページ等で名前が公表されていたり、異動名簿で公表されているような場合には、国では開示をする。今回の新しい改正個人情報保護法も同じような考え方である。

【事務局】 ある程度の役職以上は名簿が出ている。

【委員】 そこは変わらないと。これまでの帯広市の条例だと、末端というか一番下の方でも氏名は公表するという、すごい透明度が高いと思うが、それについてはどうか。市の側、担当する側からすると嫌だなという気持ちはあるのか。

【事務局】 もし話が20年とか前に戻れるのであれば、できれば勘弁して欲しいというような話になるかもしれないが、もう我々もずっとこの状態で公開しているため、それなりに覚悟はできているというのが市の職員としての認識はある。

【会長】 それは例えば市の職員の研修のときにもそういう指導をするのか。

【事務局】 そこまでは言っていないが、情報公開という場面の中では、課内や係内で対応している中で、認識ができていないのではないかと考えている。

【委員】 これまでの経過がある中で、共通認識があり、帯広市の行政が運用されているのであればそれでいい。後退ではないけども、そちらに合わせることはないのでは。

【会長】 ネームプレートをしているし。名前を聞いたら答えると思う。

【事務局】 基本ネームプレートはしているし、電話対応の時にも自分の名前を名乗るというのは、基本の対応なので。

【会長】 役所に電話した時に、失礼ですけどお名前はと聞く。最初にお名前を名乗る方もいれば、聞かないと言わない方もいるので、その時には。
では、今の取扱いをそのまま踏襲していただくということでよいか。

【委員】 はい。

【会長】 では次に審議事項⑥-2について、事務局から説明をお願いします。

【事務局】 (審議事項⑥-2「開示請求における不開示情報の範囲の整合性の確保(公共安全情報)」について説明)

【会長】 情報公開条例を改正する規定についての論点となるがいかがか。情報公開条例の条文について、主旨は少し違うが、規定を揃えるかどうかというところ。あまり悩むほどのところではないかと思うが、結論としてはどうするか。例えば、審査請求案件を取り扱う際に、個人情報保護条例と情報公開条例がそれぞれあって、少し違っているところがあるとわかりづらいなというところはなくはない。元々の制度趣旨は若干違うので多少はあるのだろうが、揃えられるところは揃えるものでよいのでは。点線で示されているところなので、たくさんあるわけではない。整合性をとった方がむしろよいのではないか。反対意見はないか。

【委員】 ない。

【会長】 では次に審議事項⑥-3について、事務局から説明をお願いします。

【事務局】 (審議事項⑥-3「開示請求における不開示情報の範囲の整合性の確保(国の安全等に関する情報)」について説明)

【会長】 実際に市町村にも想定されるのか。具体的にこういう場面が想定されるというものはあるか。例えば地域内に原発があって、そこがテロの対象になるとか。そういった情報も含むと思う。帯広市の場合、直接あるいは間接的につながり得るようなそういう安全情報みたいなものはあるのか。

【事務局】 あまりないと思う。

【会長】 あまりなかろうかと思うが、しかしながら、整合性の点とあったらどうするかというか、それに備える必要があると思うが。

【委員】 自衛隊関連のものはどうか。

【会長】 駐屯地がある。

【委員】 自衛隊関連の公文書となった場合には、帯広市に対してではないということでしょうか。

【事務局】 自衛隊が保有しているものは国に請求する。

【委員】 自衛隊関連が絡んでいる事業とか文書はあるといえばあるか。

【事務局】 ある。

【委員】 そうなると、自衛隊が絡んでいて、自衛隊イコール国防のためとなるから、全部

非開示ということもあり得るのか。

【事務局】 ものによりけりだと思う。例えば、自衛隊で何が来る、オスプレイが来るといったものがあつた時にはあるが、自衛隊が絡んでいるから何でも非開示というわけではない。自衛隊から市に出してもらえるものは、ある程度地元の自治体に説明という意味もあると思うので、どちらかというと出せる範囲での情報を我々に提供していただいていると思う。ただ時点でまだ2週間先の話でその間は少し抑えておいて欲しいとか、あるとすればその程度かと思う。自衛隊から帯広市イコール全部非開示というわけではなく、どちらかというと出す部分が多いのではないかと。その中でも限られた情報については、非開示もないことはないかと。

【会長】 他の方はいかがか。あまり差し迫ったイメージは湧かない。設けるまでもないのでという消極的な意見もないことにはないが、整合性を図った方がむしろよいかなというところ。

【委員】 設けたところで、帯広市の方で、特に今までの案件を通してあまり思いつかないというところか。

【事務局】 知り得る限りは思いつかない。

【会長】 今の条例でも対応できないことはないけれども、明確にするなり、整合性の観点から、カチッと何かにひっかけるところに、この規定があるため出せませんという部分もあるのかと思う。

【事務局】 今後何か事例が出てきたときに、他の自治体の話もあるが、事例の積み重ねはわかりやすくはなるかという気がする。色々な判例だとかそういうところの積み重ねは見やすくはなるかと。

【委員】 これにあたるというように集積できるということか。

【会長】 審査会の結論として一応出さなければならないが、整合性をとるとらない、その他もあり得ると思うが、どうか。整合性をとることとするか。

【委員】 はい。

【会長】 では審議事項⑦について、事務局から説明をお願いします。

【事務局】 (審議事項⑦「開示請求の決定・延長期限」について説明)

【会長】 説明があつたが質問等はあるか。確かに国の制度は初日不算入である。夕方請求

があつてというケースであつたり、ネットでやる場合もあるので、夜中の 11 時 58 分に来たとなると 1 日なくなってしまう。元々民法が初日不算入で原則としており、ただ年齢の数え方は参入する。生まれた日を 1 日とするけれども。そういうことで今後は初日不算入にならざるを得ない。あとは期間である。条例によって短くすることはできると、これまでの実績を踏まえて今までの取り扱いでも十分対応できていると。これは委員の皆様からも質問あると思うが、実際に今の期限で窮屈に感じることあるか。もう少し余裕が欲しいな、時間的な余裕が欲しいなとか。事案にもよると思う。検索にどのくらい時間がかかるか、どういう形で保存されているかにもよるが。

【事務局】 個人情報請求に関しては、ある程度特定された文書というか、請求される対象がわかりやすいといったこともあるため、延長しないで対応ができていた。

【委員】 情報公開制度については何日か。

【事務局】 同じ 15 日以内である。

【委員】 そちらはどうか。

【事務局】 特例延長を使っている例もある。大量請求などが多く、文書の特定が非常に難しいというケースもあるため、15 日では非常に厳しいというのは案件によってはある。

【委員】 でも今の 15 日、特例延長で何とか今まで対応しきれているし、これ以上時間が欲しいということもとりわけないか。

【事務局】 努力というか。個人情報請求の方がひっ迫しているかと思うため、そこを 1 か月待たせてしまつてよいのかというところもある。

【委員】 2 週間でも遅いと言う人はいるので、たしかに、とりあえずこれを維持するということは、それは市民の利益にかなっているのではないかなと。市町村レベルであれば、それぐらいの時間でやって欲しいというのが住民としては思っていると思う。

【事務局】 現行、自分たちで条例を作って決めていたので、国の方で 30 日ということになって、別に困っていないのにそれに合わせていくというのも中々説明もつきにくいところも正直あるかと思う。

【委員】 困ってもいないし、これまで伸びたこともないよ、そこまで特例延長使つてもどうしようもないよということがないのであれば、現行でいいのかなと思う。

【会長】 国がこれだけ許容しました、助かったということで期限を延長して、じゃあ議会

で説明がつくのかというところもあるかと思う。中々格好つかないと思う。

【委員】 せっかくスピーディーに仕事ができているのであればそれでいいと思う。

【会長】 実際、それで運用されている部分なので、あえて合わせる必要もないのかと思う。結局現行の取扱いを維持することについては、大変望ましいことだと思うがよいか。

【委員】 はい。

【会長】 では審議事項⑦について、事務局から説明をお願いします。

【事務局】 (審議事項⑦「訂正請求・利用停止請求の決定・延長期限」について説明)

【会長】 こちらの方は訂正請求、利用停止請求のものである。法の規定に合わせることはいかがかということであるが、じゃあそれはなぜなのか、ということを知る範囲で何か情報が欲しい。そんなに時間がかかるものなのか。

【事務局】 現実の場面を考えると、私どもでこれまで実績がないというところであるが、例えば、市民の方から自分の個人情報がおかしいと電話がかかってきたとして、では訂正請求を出してくださいというような悠長な話には一般的にはならず、確認して間違っていたので修正して出させていただくというのが一般的な現場の対応である。そこをこちらに回してというようなことは、基本的には行っていない。ただ、こちらの制度を行う場合には、もう少し込み入ったケースであるだろうという想定はされて、単純に何か間違っていたということではなく、例えば個人の方の、障害の方でこういうような評価をしたとかなど、単純に合っている、間違っているといったような話ではないとか、頭で想像する範囲で言っているが、単純なものではないときに、現場でも何としても対応してくれないとなった場合に、それではこの制度を使わせていただくというようなケースも構えとしてあるのかなと思う。ただ実際には、各現場で受け対応するというシステムがあるため、それを包括的にどこかであふれるようなものを対応するよというような形で設けられている、最後の番人というところであると思うので、そう考えると、込み入ったケースで来た場合に、他の自治体に聞いてみると、やはりこのぐらいはかかるのではないかと伺ったため、それはそうかなということで、案としては合わせてはいかがかという風に考えたところである。

【委員】 利用停止請求の場合には、市等が個人情報を不適法に取得しているなど、不適正な取り扱いが行われていることが証明されないといけないということは、それなりに事案を調べたりしなければいけないということになるのか。

【事務局】 利用停止請求ではないが、訂正請求の方でいうと、事案を調べると、やはりその訂正請求の対象は、事実が間違っているかどうか対象となるので、評価がどうかとい

うところは対象にはなっていないため、記載されているものが事実なのか評価なのかというところの判断が、文書の性質などを見ながら、判断していかなければならず、事実か評価かというところは判断に苦しむところがあるようである。

【会長】 その辺の判断が中々難しいということか。

【事務局】 そういった事案もあるということである。

【会長】 確かに、一般の方が事実か評価かということは中々区別がつかない。どこからが事実であったかなかったか、それに対してどういう風にとらえ方、評価するのかといった区別が中々難しい。

【事務局】 法改正により少し制度が変わったところがあり、条例では訂正請求の場合では訂正を求める内容が事実と合致することを証明する証拠書類をあわせて提出するというようになっていたが、今回の改正法ではそれがなくなっただけで、請求する側が事実であるということを証明する資料を提出する必要がなくなった。そのため、自治体が請求を受けたときに、事実かどうかを証明するものを調査するなど、そういったところに時間がかかるのではないかと請求事例がある自治体に確認したところ。

【会長】 利用する側からすると、ハードルが下がったということであるか。立証責任の転換というか、幸いといっていいのか、過去帯広市において受け付けた事案がなく、それが今話があったように軽微なものというか、問い合わせを受けて、確かにそういう対応をしなければならないなというところではほぼ終わっていて、正式に請求という形で挙がってくるものがなかったというのが実務感覚ではないかなという話である。しかし、これからは先ほどのお話だとハードルも下がってくるので、なんでもかんでも訂正、利用停止ということも、そういう方法があるのであればと利用する方もいる可能性がある。そういうことであれば、法の規定に合わせるという風にしておくことも、実務的に好ましい。そういう形でオフィシャルでどんどんやっていけばいいのかなと思う。少し手間暇かかるかもわからないけども、請求するなら請求していただいて、行政機関の方で期限の中で対応してと、そういった方が私はいいか。そういうことで方向はいかがか。法の規定に合わせるということによいか。

【委員】 はい。

【会長】 それでは審議事項⑧について、事務局から説明をお願いします。

【事務局】 (審議事項⑧「審査会への諮問」について説明)

【会長】 審査会に影響するような法律の部分ではあるが、論点にあるように、これからは保護法で内々に規定するとして、私の印象でしかないが、審査会の権限が狭められたと

どうか、そんな印象を受けるがどうか。

【事務局】 権限に関しては、今までの条例に規定していた審査会への諮問事項に大きく変わるところはないと思うが、今後法の統一のルールがあるため、その部分で個別の案件について審査会に意見を伺うことはなくなるという形になるかもしれないと考えている。

【事務局】 制度が法になってしまい、国が中心となり、国の個人情報保護委員会が決めてしまうということが基本としてあるが、私どもとしては、やはり地元でもそれぞれ判断しなければならない部分もあるかと思っており、同じように地元の意見を審査会からいただいて、必要なところは反映させていただくというような形は必要かというところがこの趣旨である。

【会長】 検討の方向性案の欄のところ、実際の規定として記載があるが、これはひとつのこういう文言の案ということで、これに限らず、そういう趣旨で表現するということか。こういう文言で、検討しているということだが、国の法律ができて、如何ともし難いといって、ただまあそうは言っても、それぞれ自治体の事情があるので、審査会の役割は相変わらずだと思うが。規定を追加して、きちっとやはり根拠規定を置くことは大事だとは思うので。法律に従わなければならない部分はあるが、それはそれとして条例で明記しましょうということである。だから規定を追加するということは、そうすべきであると思いがどうか。

【委員】 特に必要であると認めるというのは、誰が認めるのか。

【会長】 究極的には市長なのでは。

【委員】 なるほど。

【会長】 諮問するのは市長であると思うが。

【委員】 諮問するかどうかを決定するのは市長。

【会長】 最終的には、最終決裁権者は。

【委員】 そのとおりである。

【事務局】 基本的な形として市長が自分で決められることもご意見を伺いたいということであり、ご意見をいただけませんかというスタンスである。上から高圧的にというようなご意見くださいというスタンスでは全くない。我々も審査会の意見をいただきたいので、議会とか市民とかに説明する上でもありがたい。基本的には、今までと同じように運用ができればと思っている。規定自体は、一般的な規定を置こうかなということこ

ろで、そこに深い意図はない。言葉だけ見ると、確かに限定的に見えるかもしれないが、思いとしては今までと変わらないというところ。

【委員】 専門的な知見というのも、特に深い意味はないか。どちらかといえば、自分で言うのもあれだが、有識者というか、審査会のメンバーを見て、専門的な知見に当たらないなど言われぬか。

【事務局】 扱う情報については、ありとあらゆる専門家の方が必要になってくるため、所謂スペシャルな専門家という方はいないかと思う。法の専門家であったり、事業者の専門家であったり、消費者の方だったり、一般的な部分とそれぞれ専門的なものと考えている。

【会長】 条例の表現としては、これでダメということはないが、あとは場面場面の運用だと思う。これは特に必要ではない、特に必要とまでは言えないとか、これはやはり審査会に諮問した方がいい事案だとか、その辺りの選択は当然実施機関側がなされると思うので、こちらとしては待っている側なので、そういう部分はある。審査会側からこれはこちらに回しなさいといったことにはならないだろうし。では追加するけれども、文言としては、この内容で特に不利益、不都合ということではないと思う。ただ、逆にこういう表現にしてもらい意見を付け加えることはできるので。何かあるか。

【委員】 なし。

【会長】 それでは、先ほどの手数料の話に戻る。まあ色々皆様方もお考えになったかなと思う。一応今日結論を出したいのでどうするか。手数料を徴収するかしないかのまずは方向性について、手数料を取ったから、じゃあ少しやめようかなという人がいるかいないかは、これはまた金額の問題と思う。

【事務局】 実務上の話をすると、前回の審査会の資料に、昨年度の情報公開条例の適用のものと個人情報の開示請求の資料があるかと思う。17頁に、昨年度の個人情報開示請求の内容の一覧というのがある。実際開示請求をしてもらうのか、そもそもが自分に関する情報なので、それを行政として説明責任の範疇の中でお答えすることもあり、実際にはかなりそのせめぎあいがある。先ほどの訂正請求のお話にもあったが、現実的なところでは個人情報に関することを聞かれたときには、電話でもお答えしたりであるとか、対面でお話したりであるとか、そういう場合が現実には多く、トラブルが生じているときに、こういう開示請求という紙に残るような形で求められるという場合が多いということが正直なところではある。口頭でお答えする分には良いが、書類を見るとということになると、お金がかかるよというような話が実際の場面では中々。今だと見るだけであれば無料だが、開示請求自体にお金がかかるということになれば、見るだけでもお金がかかるという形になるので、その辺の実際の運用のところでは、そういう対応をしていく中でできにくい部分は正直なところではあるかと思う。

【会長】 そう思う。電話対応されていて、じゃあ正式にやってくださいとなったら、お金がかかるのかみたいな。

【事務局】 紙代は、かかるということは言いやすいところはあるけれども、ほかに 200 円なり 300 円なりかかるとなると、またそこで少しトラブルが増すことが実際には考えられる。

【会長】 確かにそれは、気持ちの部分もかなり大きいから。先ほどの話ではないが、自分の情報をもらうのになんで金を出さなければならぬのかという感覚になる。

【事務局】 例えば、DV の関係で、自分の情報が周りの人に見られていないかといったことを確認したいとかであったりであるとか、所謂行政に対して、自分の情報をちゃんと扱ってくれているのかというところを、口頭では説明するけれども中々納得できない場合に、紙を求められる話になるときもある。紙になると、ほかの方の情報が入っていることもあるため、すぐには見せられないといった場合には、開示請求として対応するであるとか。この辺は実際には、現場のところに対応している部分もあると思う。

【会長】 そういう話を色々聞くと、取らなくてもいいのかなとは思う。

【事務局】 国はあまりそういう事例はないのかと思う。

【会長】 国は割り切っている。そういうところで、そういうエネルギーを使うとお互いに疲れるし。

【事務局】 大元の考えとして、自分の情報を知るのに、なぜお金をとられなきゃならないのかというところはあるのかなと。その辺りが元々条例を作るときに、無料としている考え方になるのかなと思っている。

【会長】 確かに今までかかっていないものにかけるのは、結構葛藤なり、ハードルがあって、物事の値上げもそうだが。行政側に好き好んで自分の情報をあげたわけではないのに、なんで今度は引き出すときにはお金がかかるのかみたいな。少しそれは言い過ぎだが、そういう風にお考えになる方もいないとは言えないし。一つ一つ挙げればキリがないが、考えさせられる。

【委員】 今の説明を聞くとなるほどなと思う。戸籍謄本とかの証明書を取ることとは違う。事案をみると、かなり揉めている感じもあるため、すぐに確認が取れることであれば、すぐにその場で確認とれているということか。それを考えると、そこで 100 円とかかかるというのはどうか。

【事務局】 現実の窓口対応としては、やはりそういうことは中々言い出しにくいという場面はあるかと思う。

【委員】 私自身、この件で一言も喋っていないが、最初の方からどちらでもいいなと思っていた。無責任にどちらでもいいではなくて、どちらも OK じゃないかなと思っていた。なので、話の流れで皆さんの意見を聞いて、その流れた方に身を委ねようという考えでいた。ただやはり、普段このお仕事をされている市役所の方自らが手数料は取らないで、このまま行った方が良いのではないかと言うのであれば、答えは出ているような気がしている。ただ個人的にはどちらでもいいと思う。

【会長】 それぞれ皆様お仕事をお持ちで、出された意見と考えは様々で、それはよいと思う。確かに、行政と市民との関係というのは、一筋縄ではいかない。

【委員】 電話では無料なのに、実際に足を運んで、この資料を請求したらお金がかかるというのは少し反対でないかなと思う。電話だったら、何もしないで自宅で楽をして情報を聞くことができるのに。

【会長】 それは答えられる範囲だからである。なんでもかんでも答えているとは思わない。電話した人が本人かどうかの確認もするだろうし。

【事務局】 ご本人でなければお答えできない。

【会長】 本人確認はどうやって行うのか。

【事務局】 ケースバイケースかと思う。当然その方しか知りえない情報を話されているという場合もあり、そこでの受け答えかと思う。ただ先ほど、少し誤解があったかもしれないが、大体は問題となる前に面談でお話しする形が多いかと思う。電話でお答えできる範囲は、限定されるかなと思う。

【会長】 一般的な質問をするが、個別ケースでは、当然仕事に関係して必要な身分を明かしていたら、向こうもわかりましたということでお答えいただくことはあるが、普通はむやみに答えていないはず。あれだったら、窓口にいらっしゃってくださいとかそういう風に誘導していると思うが、簡単にそれをやってしまうと個人情報が駄々洩れになってしまうのでやってない。だから実務上の経験とかでここまでは話してもいいとかっていうそういうのはあるのか。電話で問い合わせとかに何でもかんでも回答しているとも私は思えないし、やってはいけないと思っているが。

【事務局】 例えば、税金はあなたがいくらかかるであるとか、保育料がいくらかかるであるとか、そういうことを通知して、その問い合わせみたいなことになったときに、例えば番号を聞くであるとか、そういうことを確認しながら、ある程度の内容をお話しす

ることはあると思う。

【会長】 電話口で本人に間違いのない、本人しか知りえないようなことを、本人の口から、別に誘導しているわけではなく、本人の口から出てきて、本人に間違いのないということが確認できれば、そこで少し中身に入る可能性はあるかなとは思う。経験はないが。

【委員】 この場合というのは、公文書に記載されている情報を見るという話なので、当然電話相談とはレベルが全然違う。

【事務局】 請求が来ているものについては、当然対面でお話ししていることが多い。

【委員】 資料を見ていて思ったけども、少し話が戻ってしまうけども、対応した職員がわかるものとかそういう請求が見られるが、そうしたらすべて職員の氏名もお見せしていると。もしこれがさっきの話で国の方に合わせてしまうと、ここはだれが対応したかは請求者には伝わらない可能性がある。とりわけ窓口だったら、わからない。

【事務局】 職員の氏名がホームページ等で公にされているといったことがない場合は、非開示となる可能性もある。

【委員】 結構既に情報開示は、帯広市ではやっているということが見える。

【事務局】 先ほどもあったが、国と自治体との市民の皆様との距離感だと思う。我々はそんな国の方のように離れた対応ではとてもご納得いただけないし、帯広市だけが特段そうできているというわけではなくて、自治体の性質から考えるとそれがスタンダードかと思う。

【事務局】 そこで仮にそういった職員への脅しみたいな話になってくれば、そこは対行政暴力の方で対応していくと当然なってくると思う。

【会長】 ここまでの話を踏まえて、徴収しない方がいいかなという気持ちもするが、決を採ることとする。一致する必要はないし、当審査会では両論であるみたいなことでもいいと思う。徴収する、しない両方の意見がありましたでもいいし、別にどちらか一方に決めなくてもいいし、まあ審査会としては意見を出すので、審査会の結論が行政を拘束するものではない。逆にそういう気持ちでご意見いただきたい。

【委員】 徴収しないとすると、今までと同じということか。

【会長】 そのとおり。実費はいただくけども手数料という形ではいただかないということ。

【委員】 なるほど。

【会長】 どちらでもよいか。あるいは特に結論は出さないという結論にするか。

【委員】 むしろ個人情報のほうはもう手数料はとらないでいいと思うが、公文書の方の開示はどうなのかと思うけども。

【会長】 私としてもそれは差をつけてもいいのかなとはどこかであるが。

【委員】 その作業でいったら自分の情報を確認するのだからというのと、第三者的な視点、もちろん税金は納めているであろうが、規模というか、手間ということを考えると、手数料を取ってもいいのかなという気もしなくもない。妨げるではないが、そういうことがあってもいいのかなと、まあ今回の諮問の内容ではないので。

【会長】 では、決を採る。手数料を取るということに賛成する方はいるか。

【委員】 (挙手なし。)

【会長】 では徴収しなくてよいという方は。

【委員】 (4名挙手あり。)

【会長】 私は少し悩んでいる。私個人の意見としては、サービスに対する対価は必要であると考えている。対行政であっても、個人に関する情報であっても。だから無料で何かをするというのは、行政だって税金をとっているわけだから、無償で運営されているわけではない。だからそこに何かしら対価はあると。であるから自分の情報であっても、いただく以上は手数料を負担するというのが本筋だろうと思う。だけどそれは、市民サービスという高いところの次元から言ってどうなのかと。個人情報の開示というのはそれほど、頻繁には来ているわけではなく、検索もしやすいということ考えると、比較はあまり良くないのかもわからないが、情報公開よりは、それほどないのかなということ、無料でも問題はないのかなという判断は十分ありえるかなと。だから、結論としては手数料としては徴収しないということによろしいかなと思う。結論が出たが、全体を通してこの辺は少し考え直したなどを含めて何かあるか。

【委員】 なし。

【会長】 それでは、今後の進め方について、事務局から説明をお願いする。

【事務局】 (今後の進め方について説明あり)

【会長】 大体結論は出たが、答申という形でまとめる必要がある。そのまとめ方について、再度集まって議論するという方法と、従前の審査請求と同じように、一応案をまとめて皆様方に見ていただくと、所謂書面会議的なやり方という二通りが考えられるが、意見はあるか。

【委員】 なし。

【会長】 結論は出たので、あとはどういう風に内容をまとめるかということだけであるが、表現とか文言とか、組み立てとかはなくてはならない。コロナもあるし、中々集まるというのも、皆様お時間忙しいということもあるので、書面会議的なやり方でよいか。

【委員】 はい。

【会長】 案を見ていただいて、こういう風に修正した方がいいということがあれば、遠慮なく言っていただいて、それを集約して、そういう形でしたいと思う。次回は予備日を定めていたが、それはもう集まらないという形にする。ということで議事は以上になるが、今まで何か内容含めて意見等はあるか。

中々集まる機会もないので、その時にこういう点を言っておきたいとか、事務局に少し質問があるとか、先ほど色々生々しい、実務感覚、肌感覚もわかったけども、本当は我々としてはもっとそういう話を知りたい。実務に携わっていないので、なるほど、行政はこういう風な感想を持つのだなということを知りたい。中々言えない部分もあるかと思うが。どこかでそういう話も今後も聞けたらと思うけども、それで苦労しているのかなとわかるし、理屈ではそういうけどもあなた方そんなもんじゃないよと思っている部分もあると思う。その辺をやはり知りたい。

それでは特にないようであれば、これで終わるが事務局のほうから付け加えることはあるか。

3 その他

【事務局】 今後の条例制定に向けた流れについて説明する。先ほどお話があったとおり、今後審査会の答申について、書面会議にてご審議いただき、作成していただいた答申を踏まえて作成する条例の骨子となる考え方を 11 月の市議会常任委員会にて説明し、11 月下旬にパブリックコメントを実施する。これらの結果を踏まえて、来年の 3 月に法施行条例の制定議案を議会に提案する予定である。

【会長】 では、以上で本日の審査会を終了する。

以 上